

議案第 8 8 号

八潮市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について

八潮市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 8 年 9 月 1 日提出

八潮市長 大 山 忍

提 案 理 由

人事院規則の改正を踏まえ、特別休暇の対象範囲を拡大したいため、この案を提出するものである。

八潮市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

八潮市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項第2号中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加える。

第15条第3項中「同条例」を「給与条例」に改める。

第15条の2第3項を次のように改める。

3 前条第3項の規定は、介護時間について準用する。

第16条第4項中「前条第3項」を「第15条第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。